

広島市告示第304号  
令和7年6月2日

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第13条の規定に基づき、次に掲げる指定養育医療機関から指定辞退の申出があったので、広島市母子保健法施行細則（昭和41年広島市規則第39号）第9条の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
中国電力株式会社 中電病院	広島市中区大手町三丁目4番27号	令和7年3月27日